

税負担は変わるの？

市・道民税の最低税率が5%から10%に引き上げられることにより、ほとんどの方は市・道民税の負担額が増えますが、所得税の負担額が減るため、税源移譲による所得税と市・道民税を合わせた税負担は基本的には変わりません。

ただし、平成19年度から定率減税（市・道民税は所得割額の7.5%相当額、所得税は税額の10%相当額を控除）が廃止されるため、その分の税負担は増えることになります。

いつから変わるの？

サラリーマンなどの給与所得者の方で、市・道民税が特別徴収（給与天引き）されている方は、平成19年6月に支給される給与から市・道民税が増えます。

なお、所得税が源泉徴収（給与天引き）されている方は、平成19年1月に支給された給与から所得税がすでに減っています。

納税者	影響時期
給与所得者 (サラリーマンなど)	平成19年1月から源泉徴収されている所得税が減り、平成19年6月から徴収される市・道民税が増えます。
年金受給者	平成19年2月から源泉徴収されている所得税が減り、平成19年6月から納付する市・道民税が増えます
事業所得者	平成19年6月から納付する市・道民税が増え、平成20年2・3月の確定申告から所得税が減ります。

税源移譲、定率減税廃止による税額の計算例

※計算例の税額はあくまで一例です。実際の税額は家族構成や控除額などにより異なります。

※改正前の市・道民税と所得税の合計に比べて改正後の合計が増えているのは、定率減税が廃止されたことによるものです。

※一定の社会保険料が控除されているものとして計算しています。

給与所得者の方

●単身者の場合

収入金額		市・道民税	所得税	合計	負担増額
200万円	改正前	35,900円	57,600円	93,500円	9,000円
	改正後	70,500円	32,000円	102,500円	
300万円	改正前	63,600円	111,600円	175,200円	17,300円
	改正後	130,500円	62,000円	192,500円	
500万円	改正前	154,700円	232,200円	386,900円	38,100円
	改正後	264,500円	160,500円	425,000円	

●夫婦十子ども2人の場合

収入金額		市・道民税	所得税	合計	負担増額
300万円	改正前	12,300円	0円	12,300円	700円
	改正後	13,000円	0円	13,000円	
500万円	改正前	74,300円	107,100円	181,400円	17,600円
	改正後	139,500円	59,500円	199,000円	
700万円	改正前	185,300円	236,700円	422,000円	41,000円
	改正後	297,500円	165,500円	463,000円	

※子どものうち1人が特定扶養親族(16~22歳)に該当するものとして計算しています。

問い合わせ 税務グループ (☎⁸⁵ 1 1 5 5)